

国の重点支援地方交付金活用事業

岩手町中小企業等エネルギー価格高騰 対策支援補助金の交付について (お知らせ)

町では、エネルギー価格や物価の高騰の影響を受け経営に大きな負担が生じている町内の中小企業者・小規模企業者に対し、事業継続支援を目的に補助金の交付事業を行います。

1 助成対象者

町内に本店所在地がある法人、または町内に住所がある個人事業者等の中小企業者・小規模事業者で、別表の交付対象業種を営んでいる方。ただし申請時点で12箇月以上事業を営んでおり、交付申請後も町内で事業の継続が確実である方に限ります。

【中小企業者・小規模事業者とは】

- (1) 中小企業者 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する事業者(詳細は下記)

業種	資本金の額または 出資総額	常時使用する 従業員の数
ア. 製造業、建設業、運輸業、 その他の業種(イ～エを除く)	3億円以下	300人以下
イ. 卸売業	1億円以下	100人以下
ウ. サービス業	5,000万円以下	100人以下
エ. 小売業	5,000万円以下	50人以下

- (2) 小規模企業者 中小企業基本法第2条第5項に規定する事業者
「おおむね常時使用する従業員の数が20人(商業又はサービス業は5人)
以下の事業者」

ただし以下の項目に該当する場合は申請できません。

- ・宗教、政治、経済、文化等の非営利事業及び団体(NPO法人は除く)
- ・暴力団
- ・法人格を持たない任意団体
- ・他のエネルギー価格高騰対策に係る助成金の給付を受けている

2 助成額 1事業者あたり 5万円

3 対象要件

令和7年中に、事業のためにエネルギー料金、水道料金を支払っており、その合計額が5万円以上であること。または合計額が5万円未満の場合、令和7年中のいずれか1か月（対象月）の「電気料」「ガス代」「燃料費（ガソリン・灯油・軽油・重油など）」など各種類における「エネルギー経費」もしくはその合算額が前年同月、若しくは前前年同月と比較して10%以上増加していること。

4 申請先 役場 企画商工課 窓口（2階⑤番）

5 申請方法

- ① 申請書兼請求書に必要事項を記載し、岩手町商工会から交付要件に該当している確認を受けてください。（※商工会の会員以外も受け付けします。）
- ② 町企画商工課へ申請書兼請求書に次の資料を添付して提出してください。
 - (1) 業種を証明できる書類（令和7年確定申告書の写しなど）
 - (2) 通帳の写し（振込先確認のため）

申請書様式は裏面の右側をコピー、もしくは役場企画商工課、岩手町商工会の各窓口で配布しています。

6 申請期限 令和8年 3月31日（火）まで

7 申請先・お問い合わせ先

岩手町役場 企画商工課商工観光係

〒028-4395 岩手町大字五日市 10-44

電話：(0195) 62-2111（内線 213、214）

FAX：(0195) 62-2073

E-Mail： kikaku-2@town.iwate.iwate.jp

【対象業種一覧】

大分類	中分類（又は小分類）	
C（鉱業、採石業、砂利採取業）	05 鉱業、採石業、砂利採取業	
D（建設業）	06 総合工事業 08 設備工事業	07 職別工事業（設備工事業を除く）
E（製造業）	09 食料品製造業 11 繊維工業 13 家具・装備品製造業 15 印刷・同関連業 17 石油製品・石炭製品製造業 19 ゴム製品製造業 21 窯業・土石製品製造業 23 非鉄金属製造業 25 はん用機械器具製造業 27 業務用機械器具製造業 29 電気機械器具製造業 31 輸送用機械器具製造業	10 飲料・たばこ・飼料製造業 12 木材・木製品製造業（家具を除く） 14 パルプ・紙・紙加工品製造業 16 化学工業 18 プラスチック製品製造業（別掲を除く） 20 なめし革・同製品・毛皮製造業 22 鉄鋼業 24 金属製品製造業 26 生産用機械器具製造業 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業 30 情報通信機械器具製造業 32 その他の製造業
F（電気・ガス・熱供給・水道業）	33 電気業 35 熱供給業	34 ガス業 36 水道業
G（情報通信業）	37 通信業 39 情報サービス業 41 映像・音声・文字情報制作業	38 放送業 40 インターネット附随サービス業
H（運輸業、郵便業）	42 鉄道業 44 道路貨物運送業 46 航空運輸業 48 運輸に附随するサービス業	43 道路旅客運送業 45 水運業 47 倉庫業 49 郵便業（信書便事業を含む）
I（卸売業、小売業）	50 各種商品卸売業 52 飲食料品卸売業 54 機械器具卸売業 56 各種商品小売業 58 飲食料品小売業 60 その他の小売業	51 繊維・衣服等卸売業 53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業 55 その他の卸売業 57 織物・衣服・身の回り品小売業 59 機械器具小売業 61 無店舗小売業
J（金融業、保険業）	62 銀行業 64 貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関 66 補助的金融業等	63 協同組織金融業 65 金融商品取引業、商品先物取引業 67 保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む）
K（不動産業、物品賃貸業）	68 不動産取引業 70 物品賃貸業	69 不動産賃貸業・管理業
L（学術研究、専門・技術サービス業）	71 学術・開発研究機関 73 広告業	72 専門サービス業（他に分類されないもの） 74 技術サービス業（他に分類されないもの）
M（宿泊業、飲食サービス業）	75 宿泊業 77 持ち帰り・配達飲食サービス業	76 飲食店
N（生活関連サービス業、娯楽業）	78 洗濯・理容・美容・浴場業 80 娯楽業	79 その他の生活関連サービス業
O（教育、学習支援業）	81 学校教育	82 その他の教育、学習支援業
P（医療、福祉）	83 医療業 85 社会保険・社会福祉・介護事業	84 保健衛生
Q（複合サービス事業）	86 郵便局	87 協同組合（他に分類されないもの）
R（サービス業） 【他に分類されないもの】	88 廃棄物処理業 90 機械等修理業（別掲を除く） 92 その他の事業サービス業 (931 経済団体) (932 労働団体) (933 学術・文化団体) (939 他に分類されない非営利的団体)	89 自動車整備業 91 職業紹介・労働者派遣業 95 その他のサービス業

※ 総務省「日本標準産業分類（平成 21 年 3 月 23 日告示第 175 号（平成 25 年 10 月改定）」に基づく分類となります。

岩手町長 様

申請者
住所及び所在地
団体名称
氏名及び代表者名

印

岩手町中小企業等エネルギー価格高騰対策支援補助金交付申請(請求)書
岩手町中小企業等エネルギー価格高騰対策支援補助金の交付を受けたいので、岩手町補助金交付規則により、関係書類を添えて、次のとおり提出します。

- 1 主たる業種 _____ 中小企業者
 小規模事業者

2 交付要件

(1) エネルギー料金・水道料金要件 (令和7年分確定申告額)

水道光熱費:	円	車両費:	円	合計:	円
--------	---	------	---	-----	---

※水道光熱費及び車両費の合計額が50,000円以上

【上記合計が50,000円未満の場合】

(2) エネルギー単価上昇要件

購入エネルギー (1つ以上選択)	<input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> ガソリン <input type="checkbox"/> 灯油 <input type="checkbox"/> 軽油 <input type="checkbox"/> 重油		
購入額	令和7年	月期	円
比較対象額 (前年又は前前年同月)	令和	年 月期	円
上昇率	%		

岩手町商工会確認欄

※令和7年中のいずれか1か月(対象月)の「電気料」「ガス代」「燃料費(ガソリン・灯油・軽油・重油など)」など各種類における「エネルギー経費」もしくはその合算額が前年同月、若しくは前前年同月と比較して10%以上増加

※(1)、(2)とも消費税相当額及び賃貸借物件で、賃借人がエネルギー料金を負担している場合の相当額は各項目の費用に含めない

3 申請(請求)金額 50,000円

4 補助金振込先

金融機関名		銀行 農協 労働金庫		本・支店 本・支所 出張所
口座種別	普通・当座	口座番号		
フリガナ				
口座名義人				

5 添付書類

- (1) 「確定申告書」、「法人事業概況説明書」、「青色申告決算書」、「(白色)収支内訳書」のいずれかの写し
 (2) 振込先が確認できる書類(通帳など)の写し